

# 建設工事の総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）における 評価方法の見直し（災害時の体制評価）

【取組番号 62】

地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に令和元年8月以降の公告案件から『総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）』を行っています。今般、建設業法ならびに建設業法施行規則の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたことから、これに伴い経営事項審査を活用している評価方法を見直します。

## 1 現状と課題

- 総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）においては、災害復旧への備えのある者として、災害時の復旧に必要な建設機械の保有について、経営審査事項において1台以上保有していることが確認できる者に加点を実施。
- 令和5年1月1日の経営事項審査の改正に伴い、経営審査上の加点対象となる保有機械について、ダンプトラックの積載量の拡大（5t以上→すべて）ならびに、ハンドガイドローラーや高所作業車の追加等がなされたことから、地域の実情にあわせ「災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価」についての見直しの必要が生じている。

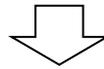
## 2 見直し内容

### 【見直し】

災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価について、保有機械の種別や台数など、発注機関ごとに地域の災害時の対応や企業の実情を踏まえた選択ができるようにする。

### （現行）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）  
経営事項審査「建設機械の保有状況（W7）」の加点を得ている者  
※1台以上の所有があればW7は加点される



### （見直し後）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）

### （次の中から発注者が選択）

- 1) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者
- 2) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）において、発注者が定める点以上の加点を得ている者
- 3) 発注者が定める建設機械種別ならびにその台数（必要に応じオペレーターを追加）を確保している者

## 3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用